南西部保健医療圏における外来医療に係る医療提供体制の確保に向けた取組について 朝霞保健所

令和3年10月末時点での標記取組については以下のとおりである。

【新規開業者】

- ①新規開業者に対して、地域で不足する外来医療機能の情報提供、協力依頼を県ホーム ページで行っている。
- ②令和3年4月~9月にかけて開業した8診療所に対し、取組の概要を説明するとともに開業状況や地域で不足する外来医療機能を担うことへの協力可否等を回答する書面の提出を依頼した。
- ③4診療所について書面の提出があり、2診療所について口頭で確認した。

【既存の医療機関】

既存の医療機関に対して、地域で不足する外来医療機能の情報提供、協力依頼を県ホームページで行っている。

【取組の経緯】

埼玉県地域保健医療計画(第7次)(令和2年3月27日一部変更)に、「外来医療に係る医療体制の確保に向けた取組」として、「各区域の協議の場において合意が得られた場合には、新規開業希望者を含め区域内の医療機関に対して不足する外来医療機能を担うことへの協力を求めていきます。」と明記された(第5部第3章第4節)。

令和元年度第3回協議会に於いて全委員から合意を得たことから、令和2年度第1回協議会で外来医療に係る医療供給体制の確保に向けた取組の詳細を決定し、令和3年1月から取組を開始している。